

社会福祉法人恵仁福祉協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【目標】 男性の育児休業取得率を10%以上(女性の育児休業取得率100%継続)

【実施時期・取組内容】

令和4年4月～ 全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う

令和4年4月～ 出産した女性社員、配偶者が出産した男性社員を対象に人事部門から社内の育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有る場合は、所属部署の上司と人事部門が連携して社員の業務配分や部署全体の業務体制について見直し・調整を行う